

## 蚊媒介感染症に関するこれまでの経緯

- 国際的な人の移動の活発化に伴い、海外から持ち込まれる事例が増加している。デング熱などの「蚊媒介感染症」が、海外で感染した患者の国内での発生が継続的に報告。
- 平成 26 年 8 月、デング熱の国内感染患者が、昭和 17 年から 20 年までの間にかけて報告されて以来、約 70 年ぶりに報告された。
- 国は、平成 27 年 4 月に「蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針」を策定するとともに、「デング熱・チクングニア熱等蚊媒介感染症の対応・対策の手引き」及び「デング熱・チクングニア熱の診療ガイドライン」を改定した。

## 計画の基本的考え方・目的等

- **根拠**：「蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針」（平成 27 年 4 月 28 日付厚生労働省告示第 260 号。以下「国指針」とする。）を踏まえ策定
- **対象感染症**：デング熱及びチクングニア熱について、重点的に対策
- **基本的な考え方**
  - ・ 関係者及び県民一人一人が連携して予防に取り組むことが基本
  - ・ 県等は施策の検討及び評価を行う体制を整備
  - ・ 平常時から蚊媒介感染症について情報の収集及び分析
  - ・ 医療機関に向けた情報発信の強化等を図ることが重要
  - ・ 蚊媒介感染症や媒介蚊に関する幅広い知識や技術を有する人材を養成
- **計画の目標**  
感染症の媒介蚊であるヒトスジシマカが発生する地域における対策を講じ、蚊媒介感染症の発生予防とまん延の防止を図る。

## 発生段階の考え方及び推進体制、各主体の役割と連携

- **発生段階の考え方**：対策をより効果的なものとするため、発生段階を設定し、発生段階ごとにとるべき対策を想定。発生段階は、「県内未発生時」、「県内発生時」の 2 段階とする。
- **対策推進体制**：「岩手県蚊媒介感染症対策会議」の設置等  
メンバーは、感染症・媒介蚊の専門家、医療関係者、保健所設置市、市町村の担当者、蚊の防除を行う事業者等。研修の場として活用。
- **各主体の役割と連携**：県等、市町村、医療機関、施設管理者及び県民の各主体が互いに連携・協力して、それぞれの役割を果たすこと

## 発生段階ごとの蚊媒介感染症対策

	県内未発生時	県内発生時
<b>定義</b>	県内で国内感染症例が発生していない段階	県内で国内感染症例が発生した段階
<b>目標</b>	蚊の発生を可能な限り抑制し、行政と県民が協力して蚊媒介感染症の発生リスクを低下させる。検査、医療体制を整備し、患者発生を早期に探知する。	患者には、適切な医療を提供し、注意喚起と推定感染地の蚊の対策を速やかに実施し、感染拡大及び伝播を抑える。
<b>(1) 対策推進体制</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県行動計画の策定及び改定</li> <li>・ 「岩手県蚊媒介感染症対策会議」の設置及び開催</li> <li>・ 研修会の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県感染症健康危機管理要綱に基づく調査体制の整備</li> <li>・ 「岩手県蚊媒介感染症対策会議」の緊急開催</li> </ul>
<b>(2) 発生動向調査</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合的な分析</li> <li>・ 診断・届出及び患者検体提出の依頼</li> <li>・ 病原体・遺伝子検査体制の整備</li> <li>・ 国際的発生動向の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発生動向調査の体制の強化（関係機関への依頼）</li> </ul>
<b>(3) 医療提供体制</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国策定の診療ガイドライン等の普及</li> <li>・ 関連情報の積極的な提供</li> <li>・ 専門医療機関との連携体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たな診療情報等の提供</li> <li>・ 専門医療機関との連携体制の強化</li> </ul>
<b>(4) 蚊の対策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合的リスク評価に基づく対応・対策（手引き 5 に基づく対応）</li> <li>・ 輸入感染症例への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内感染症例への対応の基本的事項に基づく対応</li> <li>・ 国内感染症例への対応（手引き 7 に基づく対応）</li> </ul>
<b>(5) 県民への普及啓発等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外渡航者への情報提供</li> <li>・ 県民向けホームページの作成等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民への情報提供、公表</li> <li>・ 県民向けホームページの充実</li> </ul>